

**(仮称) いわて困難な問題を抱える女性への
支援等推進計画
(2024～2028) (素案)**

令和5年12月
岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	3
3 計画の期間	3

第2章 岩手県における困難な問題を抱える女性の現状等

1 DV被害者について	5
2 性的な被害に遭った者について	13
3 予期せぬ妊娠をした女性について	15
5 孤独・孤立で不安を抱える女性について	16
4 母子世帯について	18
6 女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援員の 取組	20
コラム:民間団体等による女性からの相談対応の取組	21

○よりそいホットライン

第3章 基本目標・施策の基本方向

1 基本目標	22
2 施策の基本方向	22
3 指標	23
施策の体系図	24

第4章 施策の内容

【施策 I】 教育・啓発の促進	25
【施策 II】 相談支援の充実	28
【施策 III】 自立支援の充実	38

【施策 IV】 関係機関の協力・連携	44
第5章 計画の推進体制	48

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

困難な問題を抱える女性に対する福祉的な支援のための施策は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。）第4章の規定に基づく婦人保護に関する施策が中心であり、旧売春防止法に基づいて婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置等の婦人保護事業が進められてきました。しかしながら、旧売春防止法に基づく婦人保護事業は、第34条第3項において「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

また、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定されました。DV防止法第3条から第5条までにおいて、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、配偶者からの暴力を受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、DV防止法が、婦人保護事業の根拠法の一つとなりました。また、平成16年には、DV防止法の改正により、都道府県にDVの防止及び被害者の保護のための基本計画の策定が義務付けられました。

本県では、平成17年9月に平成22年度までを計画期間とする「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら、DVは重大な人権侵害であることについて普及・啓発を図るとともに、DV被害者の保護と自立支援のための施策を進めてきました。

その後、DV防止法の改正や社会情勢の変化を踏まえ、施策の拡充を図りながら5年ごとに計画を策定し、DV防止対策に取り組んできたところです。

こうした状況の中、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したほか、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。このため、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難女性支援法が制定されました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的

な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「困難女性支援基本方針」という。)が公示されました。

さらに、令和5年5月のDV防止法改正により、被害者の自立支援のための施策など都道府県基本計画の記載事項の拡充や協議会の法定化が盛り込まれたところです。

今般、国の困難女性支援基本方針の内容を踏まえ、DV被害者を含めた困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、新たに「いわて困難な問題を抱える女性支援等推進計画(2024~2028)」を策定することとしました。

【困難女性支援法、DV防止法等の改正経緯】

- 昭和31年5月 売春防止法制定(昭和32年施行)
- 平成13年4月 DV防止法制定(14年4月全面施行)
- 平成16年6月 DV防止法改正(12月施行)
都道府県にDV防止及び被害者の保護のための基本計画の策定を義務付け
- 平成17年9月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」(平成17年度~22年度)
- 平成19年7月 DV防止法改正(平成20年1月施行)
保護命令制度の拡充、市町村の取組の促進
- 平成20年5月 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正
- 平成23年3月 第2次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」
(平成23年度~27年度)
- 平成25年7月 DV防止法改正(平成26年1月施行)
「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力の被害者も法の保護の対象として規定
- 平成28年3月 第3次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」
(平成28年度~令和2年度)
- 令和元年6月 DV防止法改正(令和2年4月施行)
被害者の保護に当たり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記
- 令和3年3月 第4次「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」
(令和3年度~令和7年度)
- 令和4年5月 困難女性支援法制定(令和6年4月施行)
都道府県に困難な問題を抱える女性の支援のための基本計画の策定を義務付け
- 令和5年5月 DV防止法改正(令和6年4月施行)
被害者の自立支援のための施策など都道府県基本計画記載事項の拡充や協議会の法定化

※●はDV防止法、困難女性支援法の制定・改正、○は計画の改正経緯

2 計画の役割

- (1) 困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく計画であり、本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- (2) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画であり、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
なお、DV被害者は女性が多い状況にありますが、DV防止法に基づき、配偶者は男性、女性の別を問いません。
- (3) 「いわて男女共同参画プラン」の施策の基本的方向「IV多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」の項目「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた女性への支援」についての具体的な施策を定めるものです。
- (4) 県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。
- (5) 市町村及び民間団体等に対しては、計画の推進について理解と協力を求めるとともに、県と連携した取組を期待するものです。

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

※困難な問題を抱える女性

本計画では、困難女性支援法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）を対象としています。

DV被害者に加えて性暴力・性被害にあった女性、生活困窮の母子世帯などが該当すると考えられます。

※DV（ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力をいいます。DV防止法では、被害者と加害者の関係は配偶者（事実婚、元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含む。）とされていますが、被害者の性別は限定していません。

暴力の形態（例）

【身体的な暴力】

殴る、蹴る等、直接何らかの有形力を行使するもの等

【精神的な暴力】

心無い言動等で、相手の心を傷つけるもの等

【社会的な暴力】

社会参加を制限したり、行動を監視するもの等

【経済的な暴力】

生活費を渡さない、仕事を制限するもの等

【性的な暴力】

嫌がっているのに性行為を強要するもの等

【子どもを巻き添えにした暴力】

子どもに暴力を見せる、危害を加えると言って脅すもの等

第2章 岩手県における困難な問題を抱える女性の現状等

1 DV被害者について

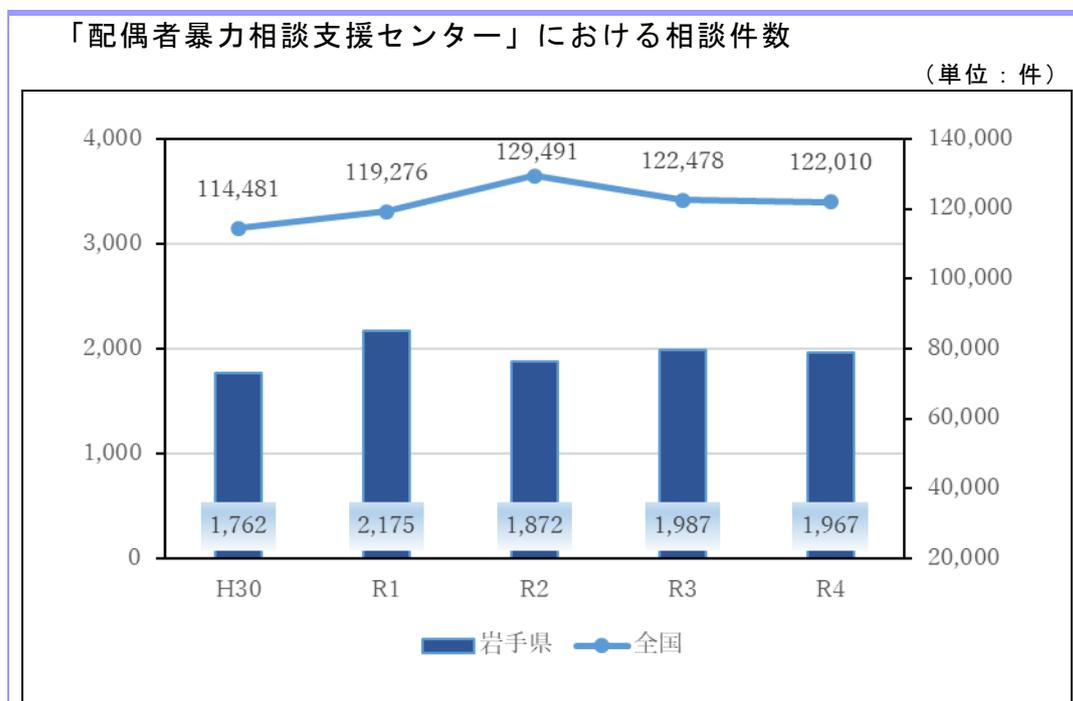
(1) 相談件数等の推移

ア 相談の状況

「配偶者暴力相談支援センター」*として、県は平成14年4月に、岩手県福祉総合相談センターを指定したほか、安心して身近なところで相談できるよう、平成18年4月には各広域振興局保健福祉環境部と岩手県男女共同参画センターを加え、11機関を指定しています。

そのほか、盛岡市が、平成21年6月にもりおか女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定しています。

また、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、全国的にDV相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていましたが、本県の「配偶者暴力相談支援センター」におけるDVに関する相談件数は、過去5年間では、令和元年度が最も多く2,175件で、直近の令和4年度は1,967件であり、平均は1,950件となっています。



* 配偶者暴力相談支援センター：DV防止法第3条に規定される、DV被害者の相談や一時保護、自立のための支援など、DV被害者を総合的に保護・支援するための拠点施設。

第2章 岩手県における困難な問題を抱える女性の現状等

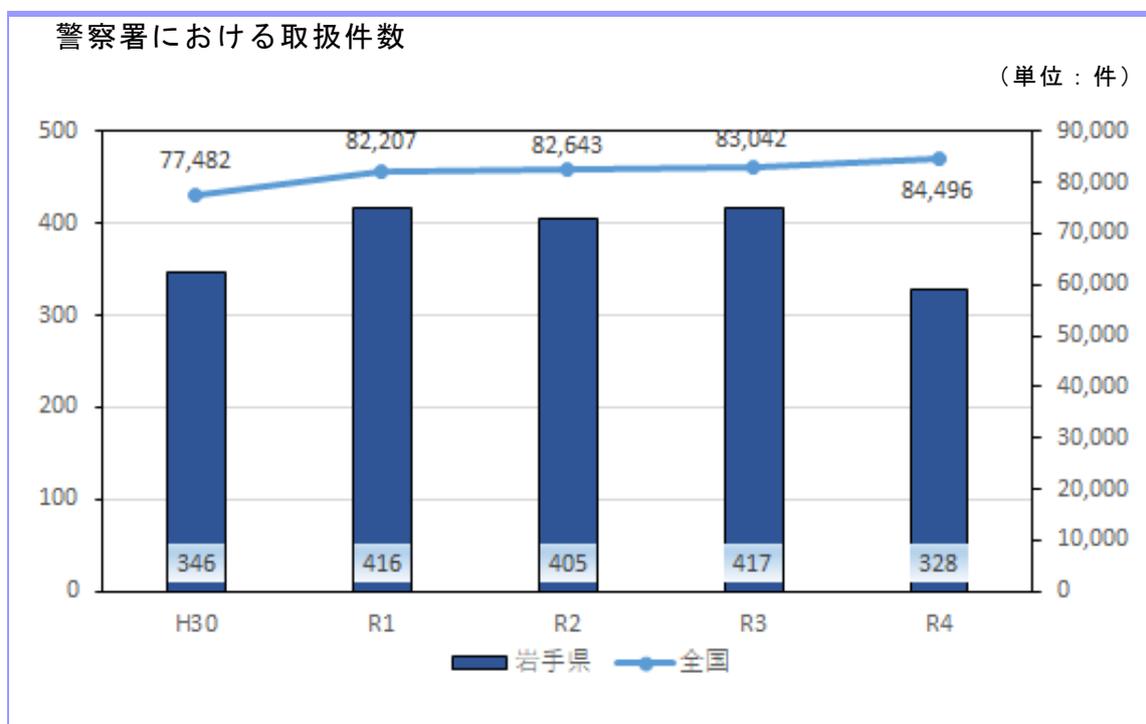
「配偶者暴力相談支援センター」における男女等別相談件数

		H30	R1	R2	R3	R4※2
全国	男性	2,405	2,902	3,575	3,147	-
	女性	112,076	116,374	125,916	119,331	-
	その他	-	-	-	-	-
	計	114,481	119,276	129,491	122,478	122,010
岩手県	男性	24	35	48	13	27
	女性	1,738	2,140	1,824	1,974	1,940
	その他※1	-	-	-	-	0
	計	1,762	2,175	1,872	1,987	1,967

※1 その他はR4から集計

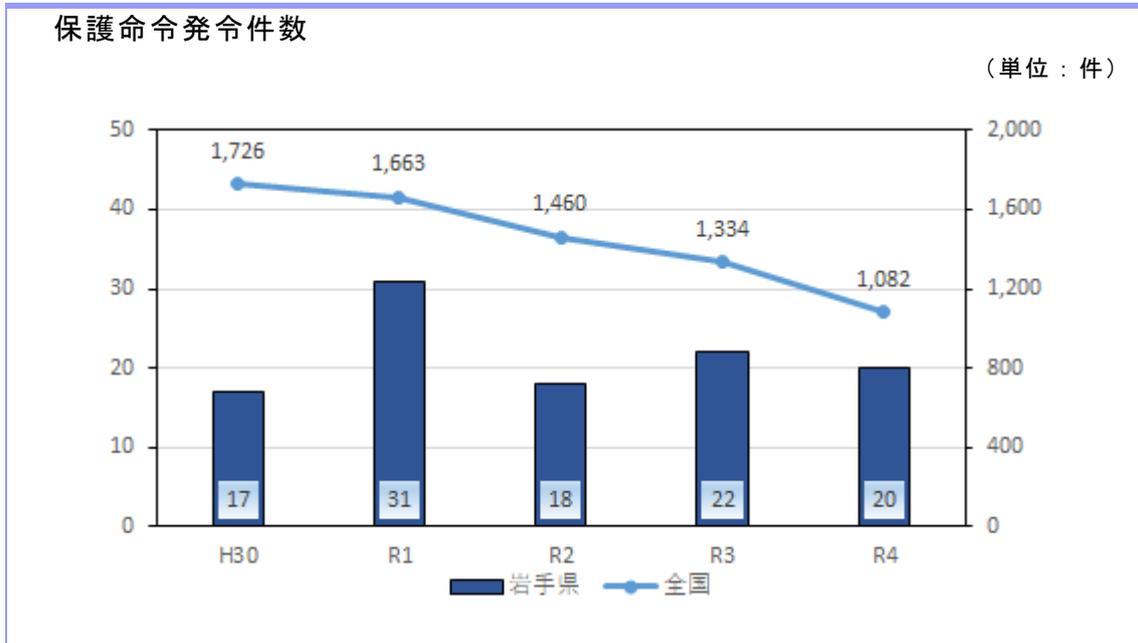
※2 R4は全国は速報値のため男性、女性、その他の別に分かれていない

警察署におけるDVの取扱件数は、全国では増加していますが、県内の取扱件数は過去5年間では400件前後で推移しており、令和4年は328件と前年に比べて89件減少しています。



ウ 裁判所によるDV保護命令の状況

DVの加害者が近寄ってこないようにしたい時や住居から退去させたい時など、DV被害者が地方裁判所に申し立てることにより、保護命令の発令を受けることができます。過去5年間の平均は22件で、増減傾向は特に見られませんでした。



※ 保護命令の内訳

(単位：件)

	岩手県				全国			
	A	B	C	計	A	B	C	計
H30	11	0	6	17	1,249	3	474	1,726
R1	24	0	7	31	1,230	1	432	1,663
R2	13	0	5	18	1,080	0	380	1,460
R3	14	0	8	22	963	4	367	1,334
R4	12	0	8	20	767	3	312	1,082

- ※1 上記表中、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止及び退去命令を表します。
 ※2 暦年の調査であり、岩手県は岩手県警察本部調査、全国は警察庁調査によります。

(2) 県民のDVに関する意識

県が、令和3年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）における県民のDVに関する意識については次のとおりです。

※ 男女が共に支える社会に関する意識調査

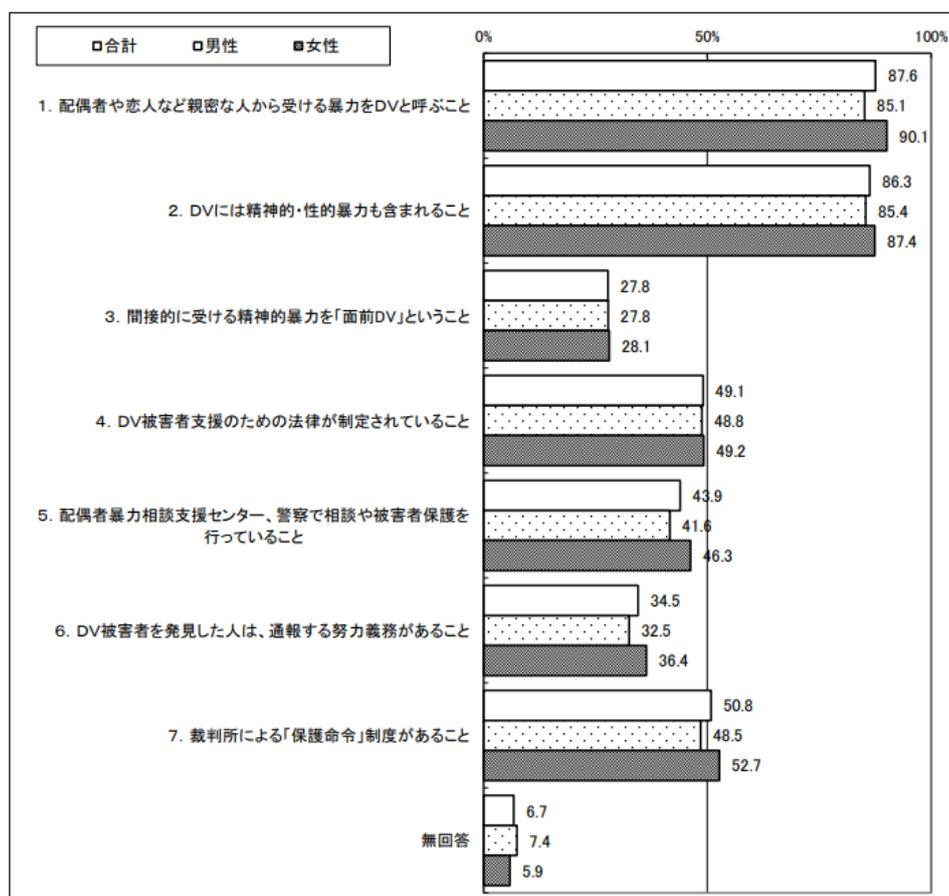
- ・ 調査対象 県内の18歳以上の男女2,000人
- ・ 調査時期 令和3年11月19日～令和3年12月6日
- ・ 有効回収率 37.1% 742人（女性374、男性363、性別無回答5）

ア DVの認知度

DVに関して知っていることとして、「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」と回答している人の割合が最も多く、男女とも約9割となっています。これに対して「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人は35%程度となっています。

DVという言葉の認知度は高まっているものの、十分な理解が得られているとはいえず、引き続き普及・啓発が必要です。

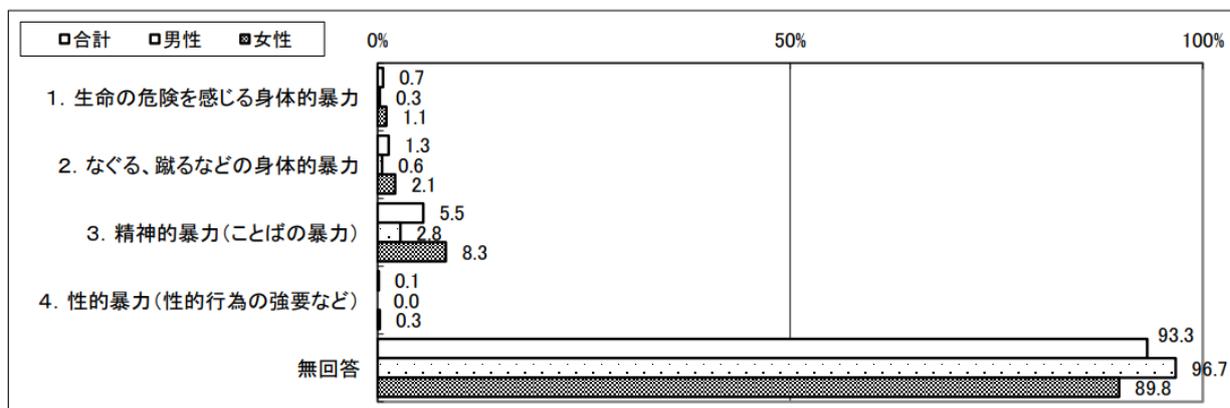
「回答数=742」（複数回答）



イ 被害の状況

意識調査において「過去5年間に受けたことのあるDV」について聞いたところ、「精神的暴力(ことばの暴力)」と回答した割合が最も多く、男性2.8%、女性8.3%に上っています。

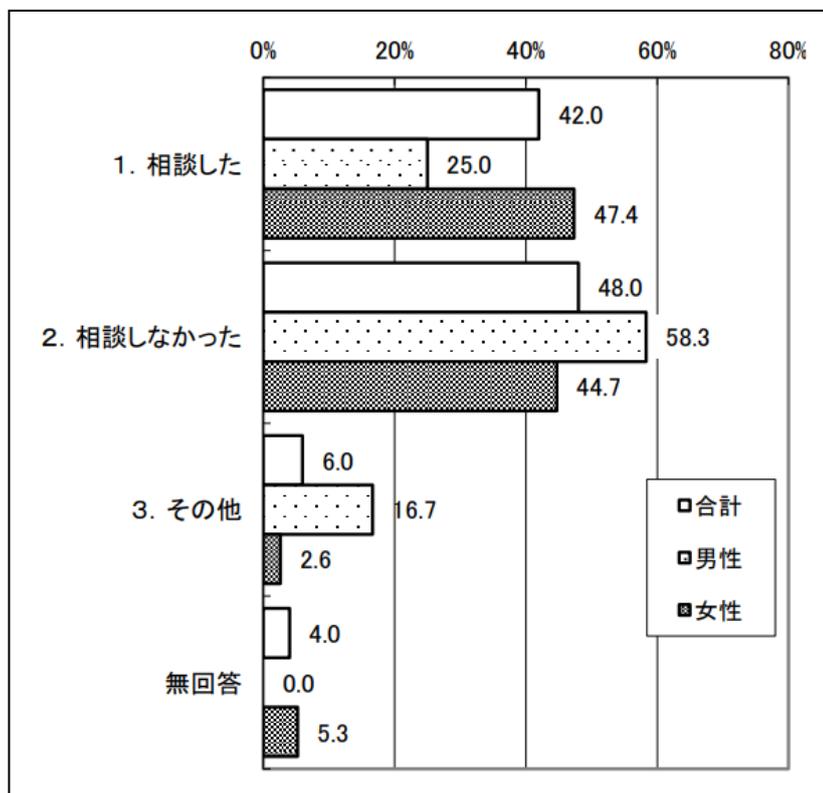
「回答数=742」(複数回答)



ウ 相談の状況

過去5年間にDVを受けたと回答した人が誰かに相談した割合は42.0%(男性25.0%、女性47.4%)で、相談しなかった割合は、48.0%(男性58.3%、女性44.7%)でした。

「回答数=50」(複数回答)

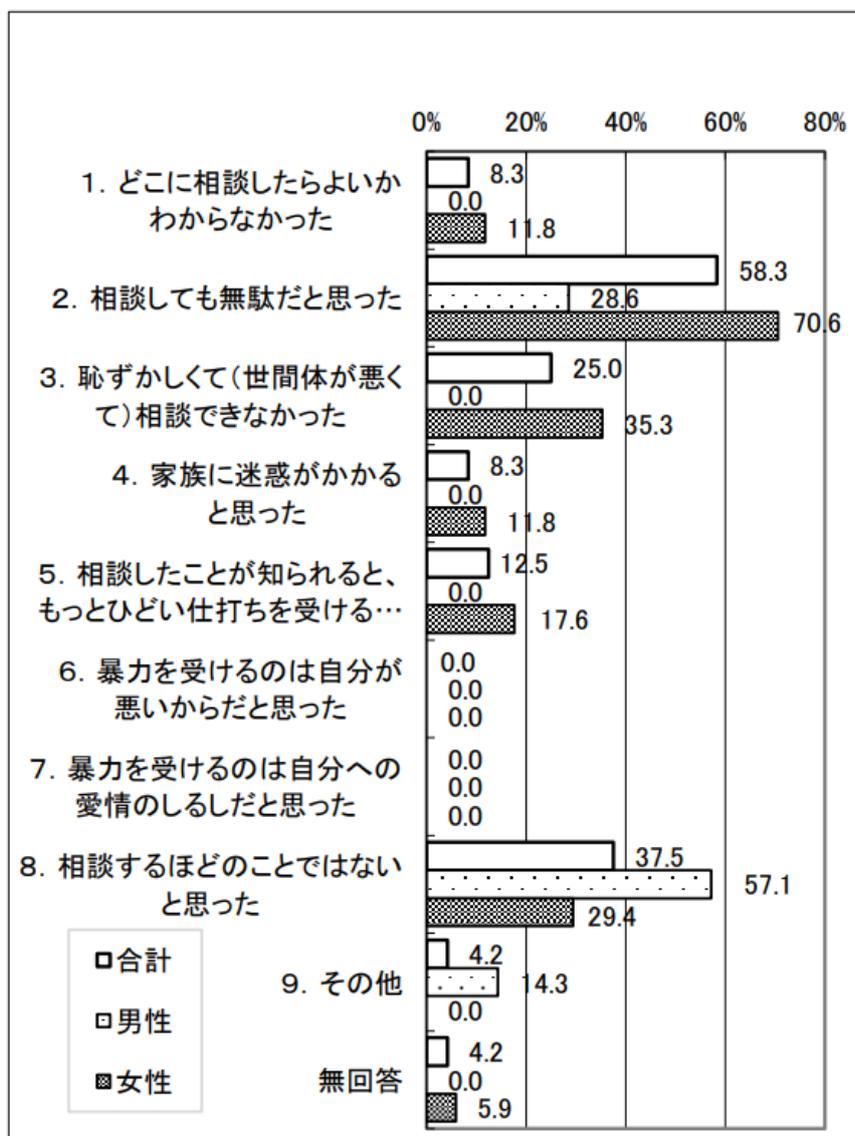


エ 相談しなかった理由

ウで相談しなかったと回答した人の相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思った」が58.3%、「相談するほどのことではないと思った」が37.5%、「恥ずかしくて（世間体が悪くて）相談できなかった」が25.0%となっており、この3つを挙げる回答者が多くなっています。

被害者に自分の受けていることがDVであることを認識してもらうとともに、相談窓口に関する情報についての普及・啓発が必要です。

「回答数=24」（複数回答）

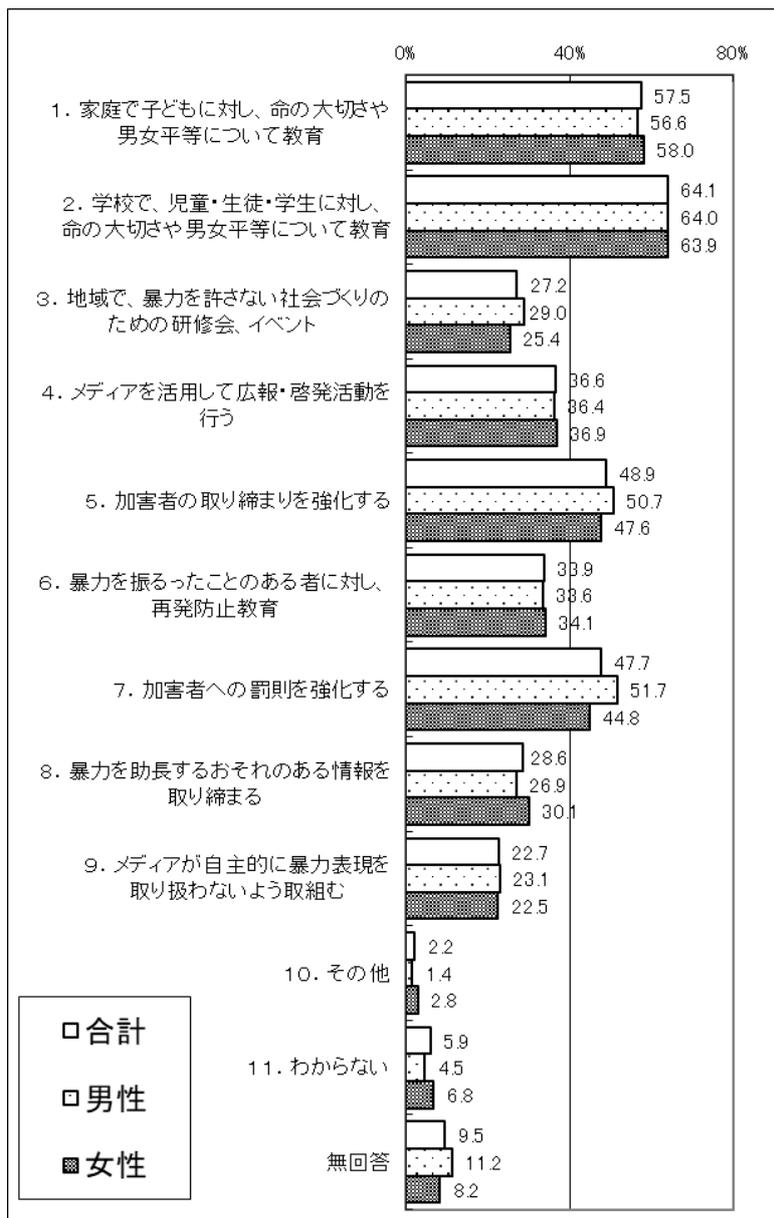


オ 配偶者からの暴力の防止に必要なだと考えるもの

配偶者からの暴力の防止に必要なだと考えるものとして、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」と「学校で、児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」を挙げる回答者が約6割と多くなっています。

男性、女性とも共通して、子どもへの教育が重要と考えていることがうかがえます。

「回答数＝644」（複数回答）



(3) DV防止対策推進計画の取組状況（R3, R4の状況）

【主な取組】

- ア 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を行い、広報パネル展や県警音楽隊によるミニコンサート、パープルライトアップ等、関係機関の協力を得て啓発活動を展開し、DV防止の啓発と相談窓口の周知に努めました。令和3年度に県が実施した意識調査では、約9割の県民が「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」を認知しています。
- イ 若年層に対する人権教育として、岩手県男女共同参画センターによる県内各高校や大学生を対象とした出前講座を実施し、デートDVへの理解を促すことに努めてきました。
- ウ 相談、通報のあった被害者への対応については、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談を行っており、緊急避難のための宿泊場所確保や提供事業等を活用し、被害者の保護に努めています。
- 被害者の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種支援制度の利用等、社会資源を活用して取り組んできました。

【課題】

- ア DVの認知度は約9割である一方、被害者支援に関する認知度は約4割であり、県民の理解を深める広報、啓発の充実が必要です。DVの相談件数は概ね横ばいで推移しており、潜在化と言われている被害者の顕在化を図る必要があります。SNSなど新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力などに、迅速かつ適切に対応していくことが必要です。
- イ 面前DV^{*}による児童への心理的虐待や、児童が直接虐待を受けているケースもあることから、DV被害者と児童を保護する視点での取組が必要です。
- ウ 若年層の理解が深められるよう、研修会や出前講座等を実施するほか、学校、家庭、地域を通じた教育啓発を広く実施することが必要です。
- エ 東日本大震災津波や自然災害、また新型コロナウイルス感染症の流行等による生活環境や生活様式の変化に伴うストレスにより、DVの増加が懸念されるため、被害者の早期発見が必要です。
- オ 地域における相談体制の充実のため、研修会を通じて市町村の相談窓口の職員による被害者への適切な情報提供や、被害者の安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行えるよう、職員の資質の向上を図ることが必要です。

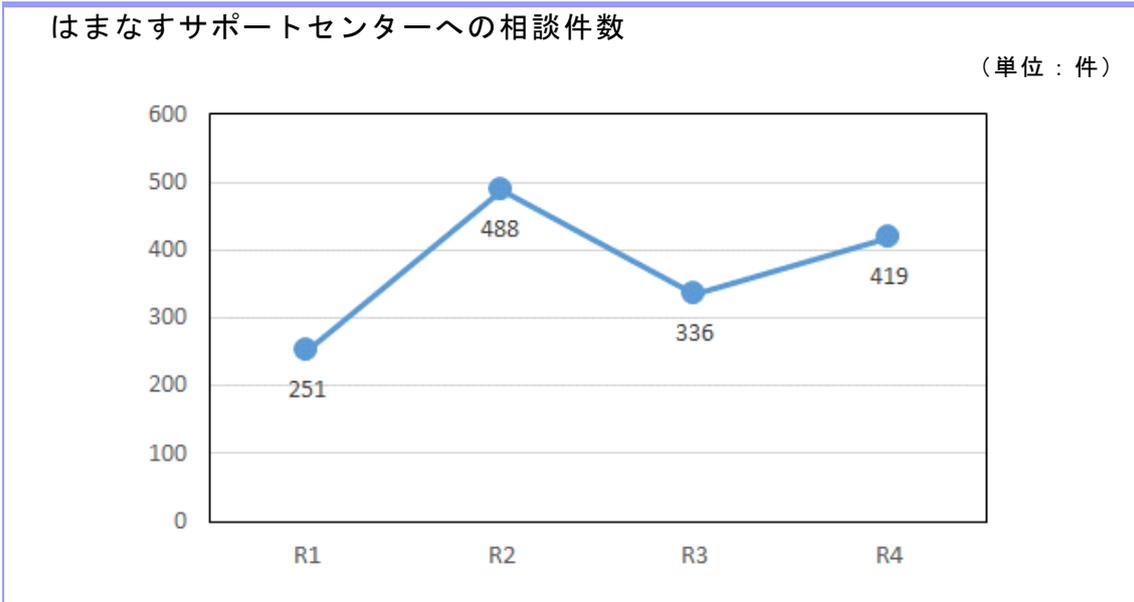
^{*} 面前DV：DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力。

2 性的な被害に遭った者について

(1) 相談の状況等

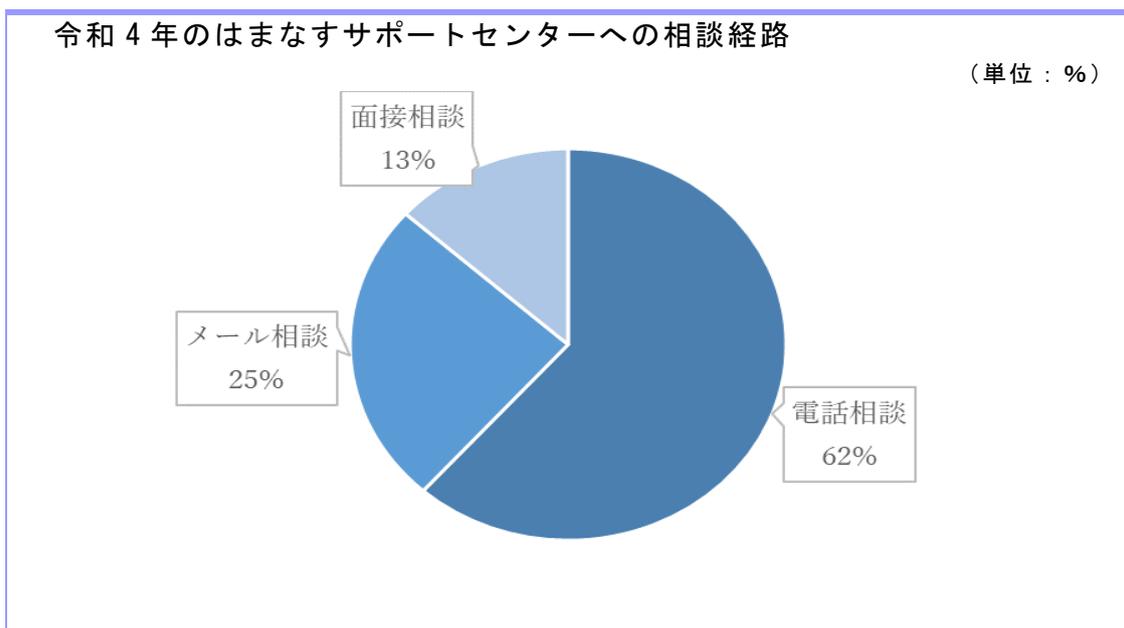
ア 性犯罪性暴力被害の状況

岩手県性犯罪性暴力被害者のはまなすサポートセンターへの相談件数は、令和4年は419件であり、令和3年の336件から83件増加しています。



イ 相談経路

相談経路としては、電話相談が最も多く、メールや面接による相談もあります。

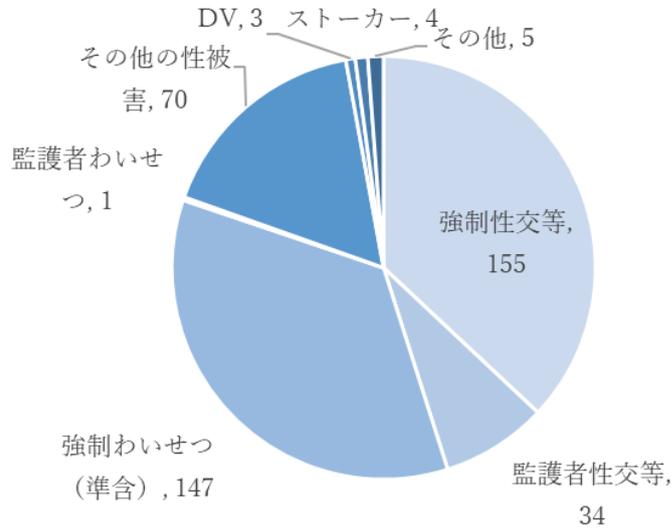


ウ 被害類型

被害類型は、強制性交等が155件で最も多く、次いで強制わいせつが147件となっています。

令和4年のはまなすサポートセンターへの相談（被害類型）

（単位：件）

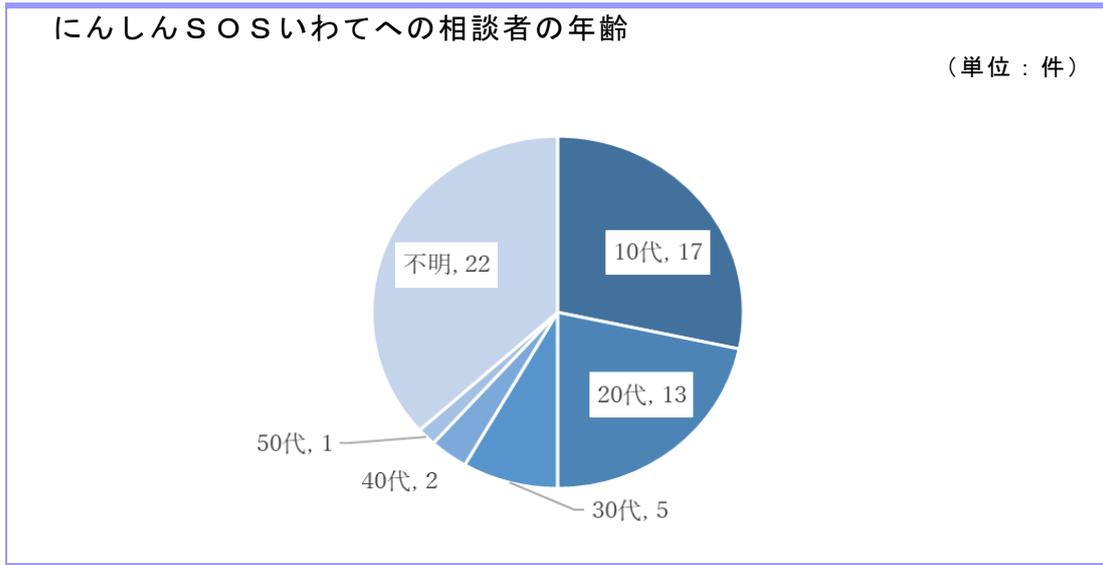


3 予期せぬ妊娠をした女性について

(1) 相談の状況等

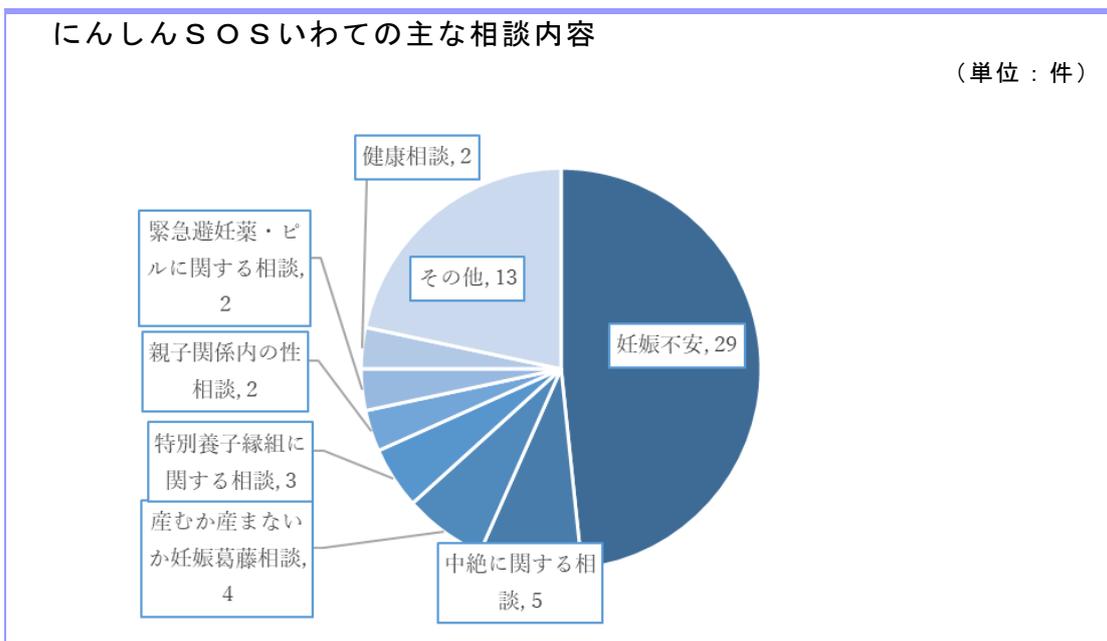
ア 相談の状況

予期せぬ妊娠で悩んでいる方への相談窓口であるにんしん SOS いわてへの令和4年度（令和4年8月開設）の相談件数は、60件でした。このうち10代と20代で50%を占めています。



イ 相談内容

令和4年度（令和4年8月開設）のにんしん SOS いわてへの相談内容は、妊娠不安が29件で最も多く、次いで中絶に関する相談5件、産むか産まないか妊娠葛藤相談4件などとなっています。



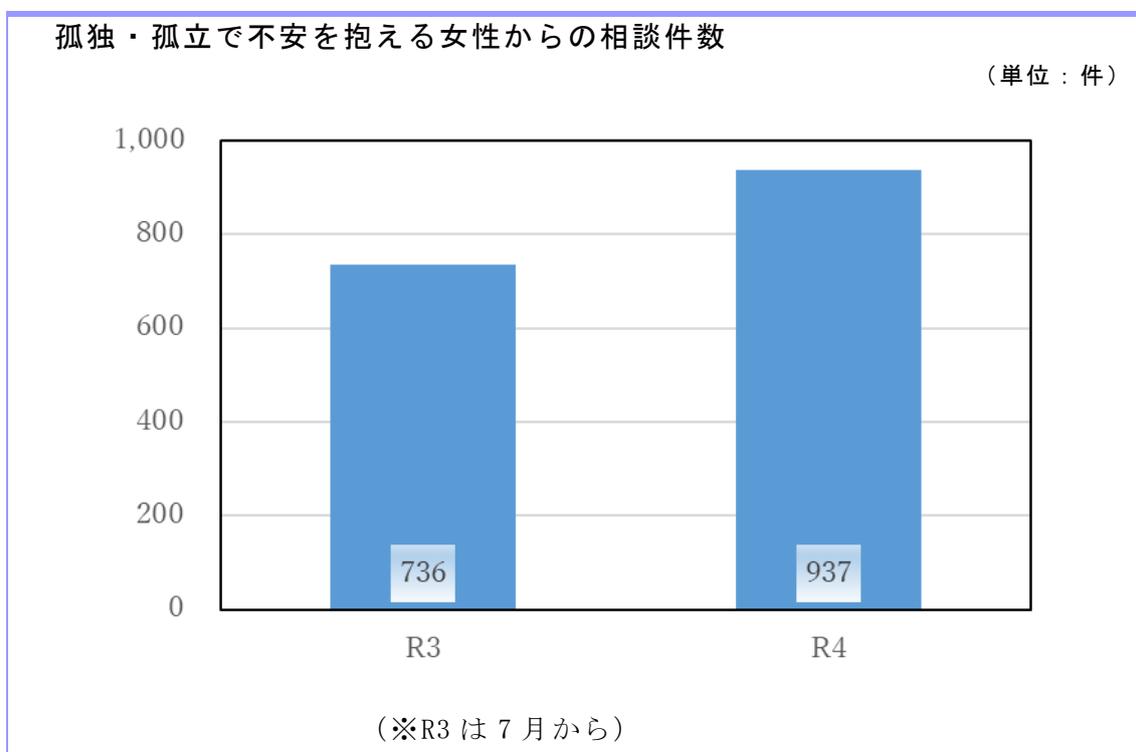
4 孤独・孤立で不安を抱える女性について

(1) 相談の状況等

ア 相談件数

新型コロナウイルスの感染拡大による孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、きめ細かい支援をすることを目的として、令和3年7月に「いわて女性のスペース・ミモザ」が開設されました。女性専用の相談に加え、居場所づくり（サロン開催）や女性用品の提供などが行われています。

令和3年7月から令和5年3月までの2年半で、電話や対面、メールなど約1,700件の相談に対応しています。



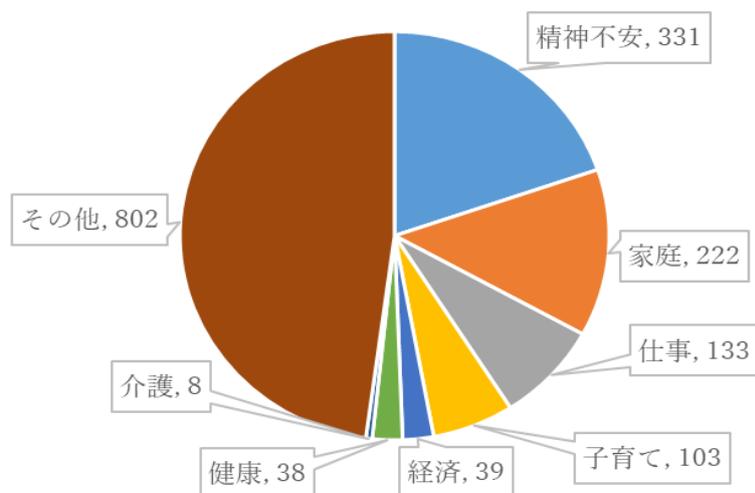
相談件数の内訳

	合計				
	電話	対面	メール	その他	
R3 (7月から)	736	175	401	132	28
R4	937	306	319	283	29
計	1,673	481	720	415	57

イ 相談内容

主な相談内容としては、精神不安が331件、家庭が222件、仕事が133件、子育てが103件などとなっており、また、コロナ関連の相談では、コロナの学級閉鎖で仕事を休まざるを得なくなり困った、外出制限されるのがストレスである、引っ越してきたがコロナで交流がなく不安などの内容がありました。

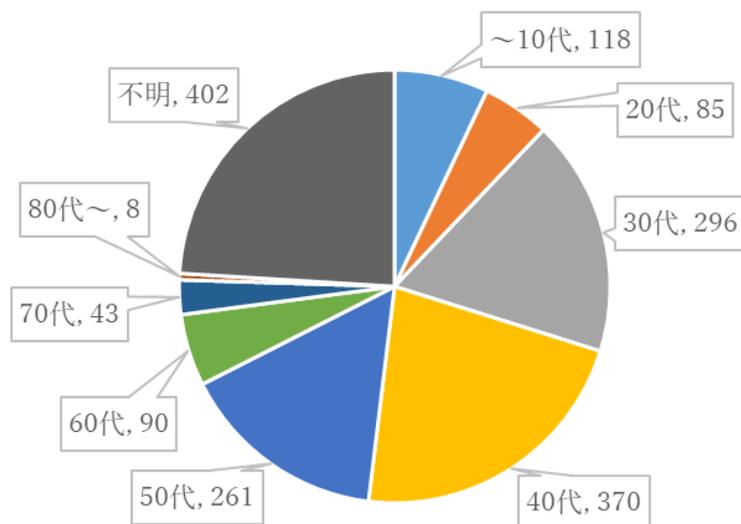
孤独・孤立で不安を抱える女性からの相談内容（令和3年7月～令和5年3月）
（単位：件）



ウ 相談者の年齢

相談者の年齢は、40代が370件で最も多く、次いで30代が296件、50代が261件となっています。

孤独・孤立で不安を抱える女性からの年齢（令和3年7月～令和5年3月）
（単位：件）

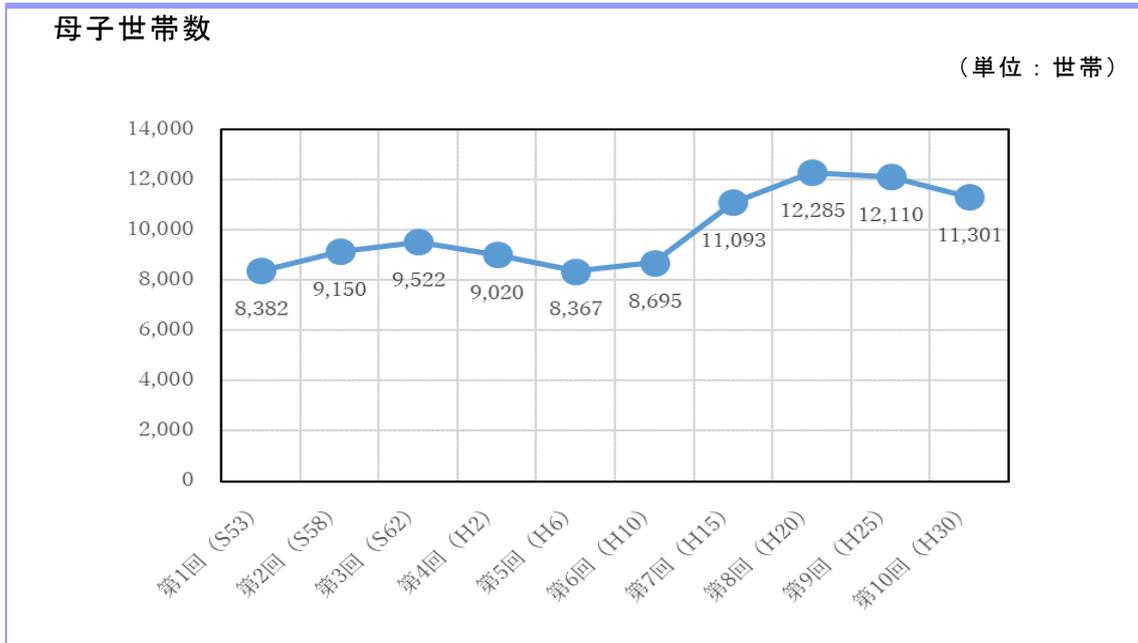


5 母子世帯について

(1) 相談の状況等

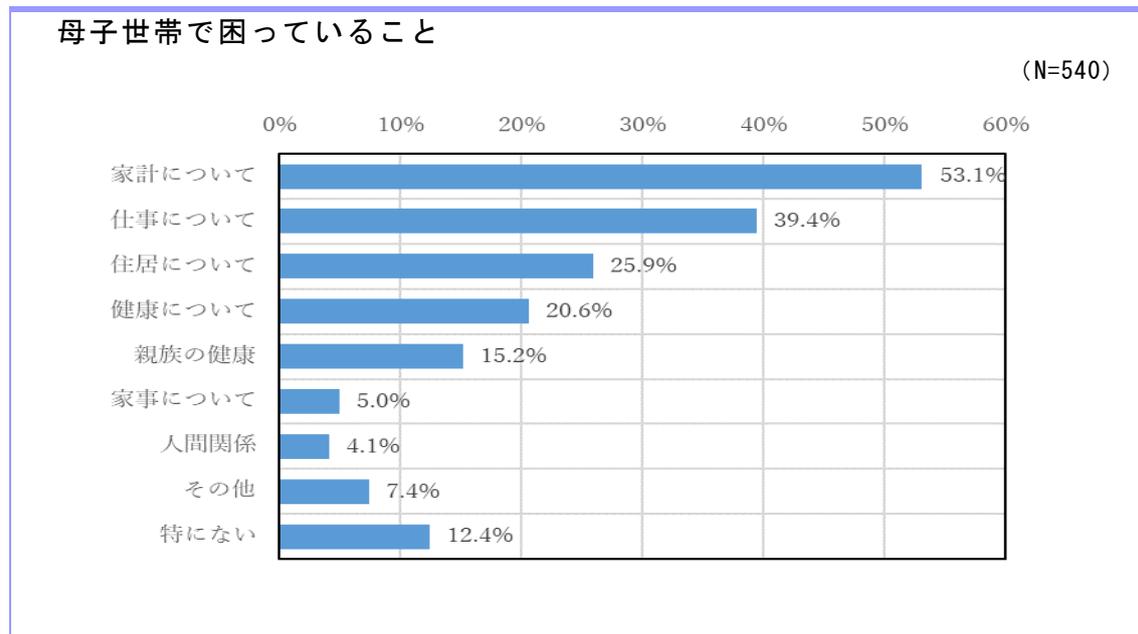
ア 母子世帯の推移

県内の母子世帯数は、平成30年度は11,301世帯であり、平成25年から809世帯減少しています。



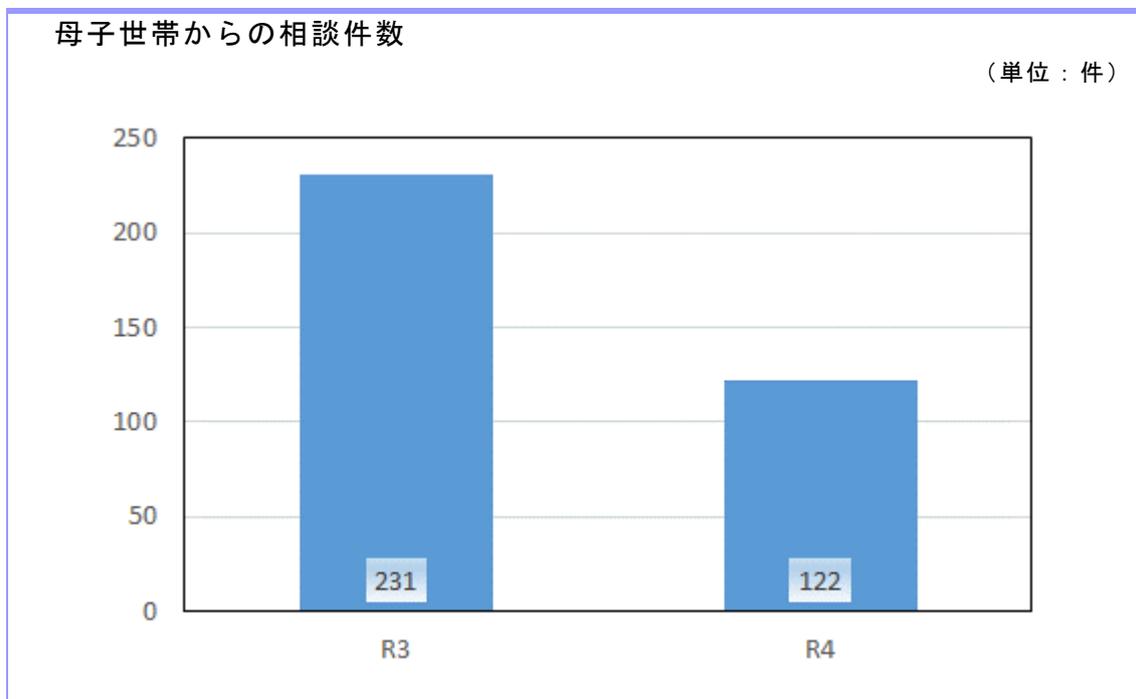
イ 母子世帯で困っていること

平成30年度に実施したひとり親世帯等実態調査では、母子世帯で困っていることは、家計についてが53.1%で最も多く、次いで仕事についてが39.4%、住居についてが25.9%などとなっています。



ウ 相談の状況

母子世帯からの相談については、ひとり親家庭等応援サポートセンターで受け付けており、令和4年度の相談受付件数は122件となっています。



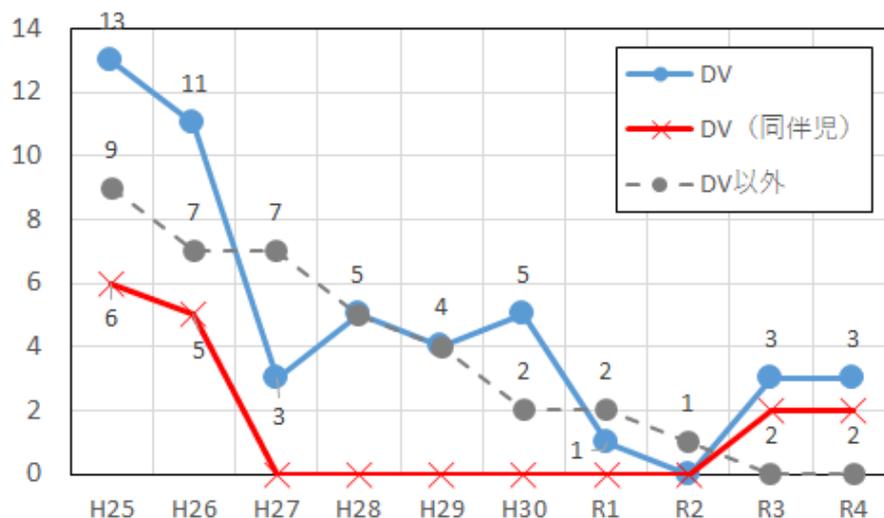
6 女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援員の取組

(1) 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所状況

県内に民間団体が設置運営する女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が1か所あります。入所状況については、令和4年度はDV被害者の入所数は3人で、同伴児童数は2人でした。

女性自立支援施設への入所者数（DV及びDV以外）及び同伴児童数

（単位：人）

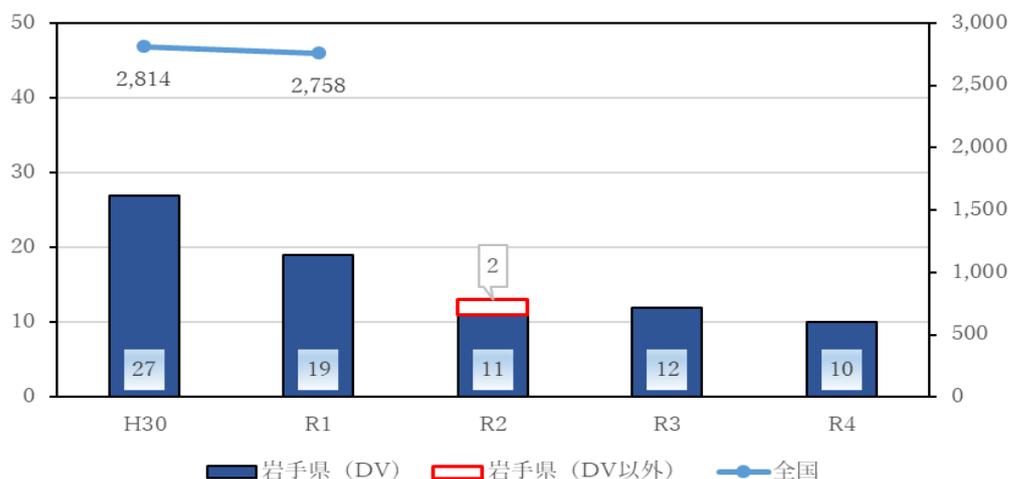


(2) 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の一時保護の状況

DV被害者等の一時保護は、岩手県福祉総合相談センターで行っており、平成30年度の27件から令和4年度の10件へと減少傾向にあります。一時保護のほとんどはDV被害者であり、DV被害者以外の一時保護は過去5年間では令和2年度の2件のみとなっています。

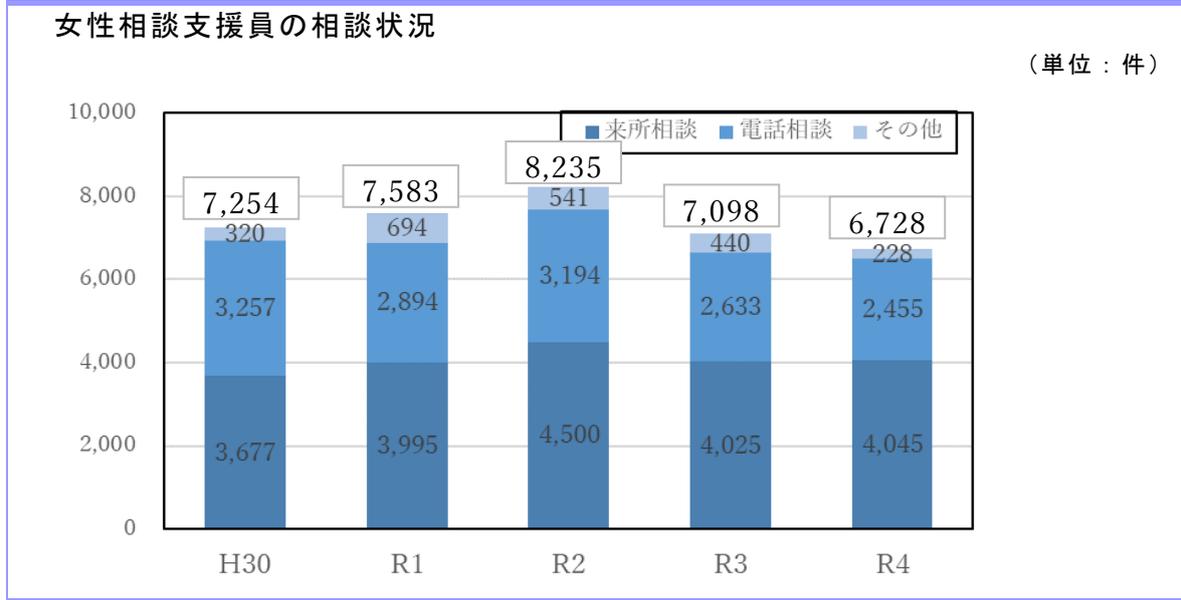
女性相談支援センターの一時保護の件数

（単位：件）



(3) 女性相談支援員（旧婦人相談員）の相談の状況

岩手県福祉総合相談センター及び県内各市における女性相談支援員の相談件数は、令和4年度は6,728件であり、過去5年間は年間約7,000件前後で推移しています。相談対応の内容は来所相談が最も多く、電話相談もあります。



コラム：民間団体等による女性からの相談対応の取り組みについて

○ よりそいホットライン

よりそいホットラインは、東日本大震災を契機として、地域社会や家族観が変容する中で、様々な生活困難を抱え、必要な支援にたどり着くことができず、社会的に孤立している方々が増加している状況を踏まえ、こうした方々の悩みを傾聴するとともに、具体的な問題解決を図っていくことを目的に、平成23年度から国の「寄り添い型相談支援事業」による補助金を受けて実施されている電話相談事業です。よりそいホットラインには、全国の約500の団体が協力・参画しており、相談内容に応じて、これらの機関の紹介、つなぎ支援が行われており、本県の団体も参画しているところです。

このほか、お悩みクラウド「Moyatter」やチャットルーム「もやもやルーム」など、若者が気軽にアクセスしやすいよう、SNSを活用した相談等も実施されています。 (出典：平成28年度版自殺対策白書)

第3章 基本目標・施策の基本方向

1 基本目標

“困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現”

困難な問題を抱える女性は、様々な原因により心にSOSや生きづらさを抱えており、こうした女性への理解と支援の輪が広がることで、誰もが安心して暮らしていく地域社会の実現には重要です。

また、DVは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

この課題を克服するため、県では、岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）に基づき、「いわて男女共同参画プラン」において「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた女性への支援」に取り組むこととしています。

このことから、県民全ての人権が尊重され、安心して心豊かに暮らせるいわての実現のため、

「困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる、暴力のない社会の実現」を基本目標とします。

2 施策の基本方向

基本目標を達成するために、4つの施策の基本方向を定めて取り組んでいきます。

施策Ⅰ 教育・啓発の促進

支援対象者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるほか、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するなど普及・啓発を図ります。

施策Ⅱ 相談支援の充実

相談支援は、支援対象者と支援者との間の信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につなげるための重要な過程です。支援対象者が、安心して

身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談支援の充実を図ります。

施策Ⅲ 自立支援の充実

支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

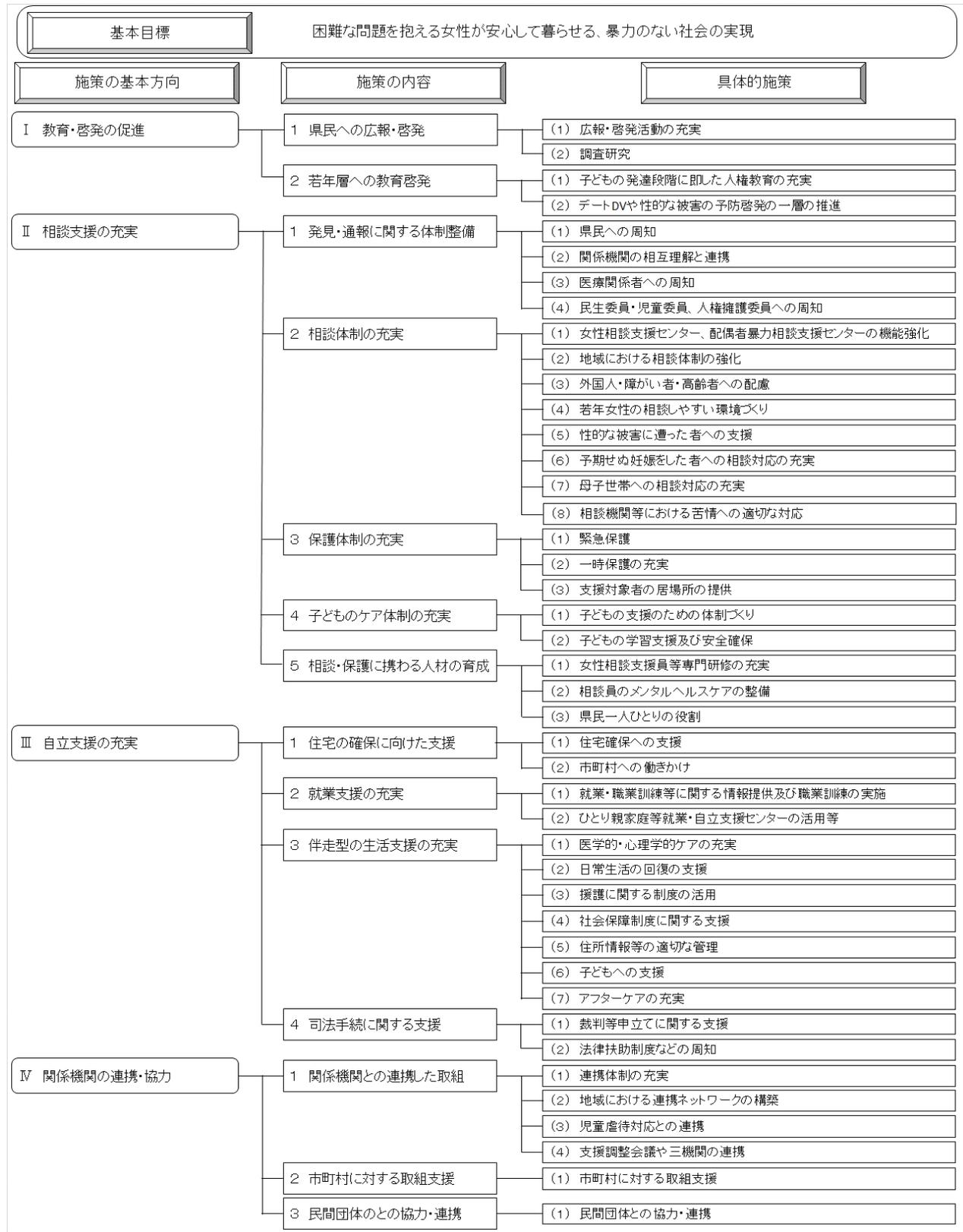
支援対象者の多様なニーズに応じて、地域の関係機関等の連携・協働による支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援ができるよう、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体等との協働に努めます。

3 指標

本計画の進捗度を図るための指標を以下のとおりとします。

指 標		現状値 (R4)	目標値 (R10)
1	困難女性支援法・DV防止法の名称又は内容を知っている人の割合	R3 49.1%	90.0%
2	自治体の相談支援センター、警察で相談やDV被害者保護や困難な問題を抱える女性の支援を行っていることを知っている人の割合	R3 43.9%	80.0%
3	女性自立支援施設の設置数	1	1
4	協働する民間団体数	9 団体	9 団体
5	支援調整会議設置市町村数	-	14
6	デート DV 出前講座受講者数（人）（累計）	2,206 人	9,000 人

施策の体系図



第4章 施策の内容

施策Ⅰ 教育・啓発の促進

支援対象者が相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるほか、自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るとともに、暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するなど普及・啓発を図ります。

1 県民への広報・啓発

【現状と課題】

- ◇ 困難な問題を抱える若年女性は、悩みを抱え込む傾向が強く、行政等の公的機関への相談はハードルが高いなどの理由から、支援につながっていないことが指摘されています。一方、公的機関の支援窓口は、当事者からのアプローチを前提としたスタイルが多く、また若年層の生活やコミュニケーションスタイルに合わない相談方法となっていることから、困難な問題を抱える若年女性と出会う有効な機会となっていない現状があるとされています。
- ◇ DV防止のため、県では普及啓発資料の作成・配布、講演会の開催や出前講座、各種の広報媒体を活用した普及・啓発活動を実施しています。
また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間にシンポジウムの開催等による啓発活動を行っています。
- ◇ DV相談件数は、概ね横ばいで推移しており、潜在化するとされている被害者の顕在化を図る必要があります。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると「配偶者暴力相談支援センターや警察で相談や被害者保護を行っていること」、「DV被害者を発見した人は、通報する努力義務があること」を知っている人の割合は、5割を下回っています。
- ◇ 近年、SNSなど、インターネット・スマートフォン等が急速に普及し、これを利用した交際相手からの暴力・性犯罪・売買春・人身取引等の暴力は一層多様化しています。また、利用者の低年齢化が進む中、SNS上でのネットを通じた性犯罪に巻き込まれる危険性が深刻化していることから、児童生徒が有害情報に触れることのないようフィルタリングに関する普及啓発等の取組を一層充実することや、発達段階に応じてインターネットを適切に活用する能力を育成することが必要になっています。
- ◇ 暴力を許さない社会に向けて、DV被害の実態の把握に努めるとともに、今後さらに効果的・効率的な手法を工夫しながら、広報・啓発を推進していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 広報・啓発活動の充実

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種の広報媒体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。
- 広報啓発に当たっては、困難な問題を抱える女性の支援等と関連の深い「児童虐待防止」を含めた一体的な活動を進めます。
- 一般県民を対象とした困難な問題を抱える女性の支援等に関する講演会の開催や出前講座を実施します。
- 市町村や地域においても、地域住民に対する普及啓発や、困難な問題を抱える女性の支援等に関する講座などの各種の学習機会の提供が積極的に行われるよう働きかけます。
- メディアにおいて、性の商品化や暴力表現が人権を侵害することについて、意識啓発を図ります。
- 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- 適切な情報メディアへの対応について、各地域での主体的な取組を推進するため、青少年の指導的立場にある方々を対象にメディア対応能力養成講座を各地で開催するとともに、学校や自治会等の関係団体が自ら開催する研修会等に講師を派遣します。

(2) 調査研究

- DVに関する県民の意識や実態についての調査を行い、被害者が必要としている支援のあり方について、検討を行います。
- 困難な問題を抱える女性への支援等に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等については、国や他県における調査研究や、民間支援団体における取組状況の情報収集を行います。

2 若年層への教育啓発

【現状と課題】

- ◇ 学校においては、学習指導要領等に基づき、子どもたちの発達段階に応じた人権教育に取り組んでいます。
- ◇ 県では、学校の教職員がDV予防教育を実施する際に使用する「いわてDV予防啓発プログラム」を活用し、学校への出前講座を行い、普及を図っています。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると、女性に対する暴力を防止するためには、「家庭や学校で、命の大切さや男女平等について教育することが

必要」と回答している人が多く、引き続き、学校、家庭において、DVの予防啓発を図っていく必要があります。

- ◇ 配偶者間だけではなく、交際している男女間の暴力（いわゆるデートDV）も問題となっています。DVや性的な被害など、女性に対する暴力を根絶するため、若年層等を対象とした暴力の当事者とならないための教育や暴力防止に向けた啓発に取り組む必要があります。

【具体的施策】

(1) 子どもの発達段階に即した人権教育の充実

- 学校、家庭、地域における教育活動全体を通して、児童生徒が互いの人権を尊重する心や他人を思いやる心を育むとともに、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 学校の教員や保育所等の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。

(2) デートDVや性的な被害の予防啓発の一層の推進

- デートDVや性的な被害防止のための啓発リーフレットや教材を作成・配布し、若年層に対して「被害者、加害者にならないための予防啓発」を行います。
- DV予防啓発教材を活用して、高校生、大学生等を対象に研修会や出前講座を行います。
- 若年層への予防啓発のため、教職員や保護者が活用できる情報の提供を行います。
- 望まない妊娠・中絶や性感染症を防止するため、家庭・地域・学校・行政が連携し、性に関する教育や指導の推進を図ります。

施策Ⅱ 相談支援の充実

相談支援は、支援対象者と支援者との間の信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につなげるための重要な過程です。支援対象者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談支援の充実を図ります。

1 発見・通報に関する体制整備

【現状と課題】

- ◇ 県では、相談機関の周知を図るとともに、被害者の早期の発見や相談機関等への通報が適切に行われるよう、パンフレットの作成・配布などにより啓発を行っています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症等の発生時においては、外出自粛、就労制限等によるストレスからDVの増加が懸念されるため、潜在化するとされている被害者の早期発見に努める必要があります。
- ◇ 令和3年度に県が行った意識調査によると、「DVの場に居合わせた児童が間接的に受ける精神的暴力を面前DVということ」を知っている人の割合は3割以下であり、また面前DVによる児童への心理的虐待事例も多いことから、DV被害者と児童の保護対策を進める必要があります。
- ◇ DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、県民に対して通報に関する周知を図るとともに、医師など関係者から、通報や被害者への適切な情報提供が行われるよう、連携協力を進めていく必要があります。
- ◇ 支援対象者が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要があります。
- ◇ 医療関係者のDV防止に対する理解促進を図り、被害者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを配布しています。
- ◇ 暴力を発見しやすい立場にある医師や民生委員・児童委員、女性支援団体等を構成員とする岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会において、関係者との連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するための情報共有や検討を行っていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 県民への周知

- 啓発資料の作成・配布や、県のホームページ・新聞等の各種広報媒

体を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報・啓発を行います。(再掲)

- 一般県民を対象とした困難な問題を抱える女性の支援等に関する講演会の開催や出前講座を実施します。(再掲)
- DV被害者の発見・通報に活用できるよう、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を記載した「普及カード」等を作成し、公共施設や大型店など、広く県民の目に触れる場所に掲示します。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用した支援対象者の情報収集や早期発見、支援に努めます。
- 予期せぬ妊娠に関する相談や、性暴力等の被害相談、DV相談等に関する、電話やメール、来所などの相談支援窓口について、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、市町村、県の広報媒体等を通じて、広く県民に周知します。

(2) 関係機関の相互理解と連携

- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用し困難な問題を抱える女性の支援等を進めます。

(3) 医療関係者への周知

- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会などを通じて、医療機関や医師会等との連携ネットワークの構築を図ります。
- 支援対象者の早期発見が図られるよう、医療関係者向けマニュアルを活用し、困難な問題を抱える女性への支援等に対する理解促進を図ります。

(4) 民生委員・児童委員、人権擁護委員への周知

- 民生委員・児童委員と人権擁護委員に対し、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会などを通じて、困難な問題を抱える女性等に関する情報提供への理解と協力を働きかけていきます。
- 民生委員・児童委員に対する研修会等の機会を通じて、困難な問題を抱える女性への支援等について、理解促進を図ります。

2 相談体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 県は岩手県福祉総合相談センターに女性相談支援センター（旧婦人相談所）を設置しているほか、女性相談支援員（旧婦人相談員）が県及び市に配置されており、相談体制の整備が図られています。また、県や市が配置している女性相談支援員を対象とする研修等を実施し、資質向上を図っています。
- ◇ 県では、「配偶者暴力相談支援センター」として岩手県福祉総合相談センターを平成14年4月に指定したほか、平成18年4月には広域振興局の保健福祉環境部等と岩手県男女共同参画センターを指定し、相談体制の整備を図るとともに、研修会の開催、相談対応マニュアルの作成・配布などにより、相談員等の資質向上を図っています。
- ◇ 支援対象者からの相談の内容は、複雑多岐にわたることから、相談員等により一層の資質向上や関係機関との連携強化などの取組を進めていく必要があります。
- ◇ 東日本大震災津波の影響や、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症等に伴う生活様式の影響に注視し、適切に対応することが必要です。
- ◇ 外国人や障がい者、高齢者からの相談があった場合は関係機関と連携しながら対応しています。外国人・障がい者・高齢者など多様な支援対象者が、適切な支援を迅速に受けられるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図る必要があります。
- ◇ 全国的には、若年女性が性の商品化の対象として扱われることも多い状況にあるとされており、相談しやすい環境の充実が必要です。

【具体的施策】

(1) 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 支援対象者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、女性相談支援員に対する基礎的な研修や専門研修を継続して実施し、資質の向上を図ります。
- 女性相談支援員のほか、民間団体等で相談に携わる方や各広域振興局、市町村の担当職員等に対しても、専門研修への参加を働きかけ、困難な問題を抱える女性への支援等の対応力の向上を図ります。
- 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。
- 多様化する相談ニーズに対応するため、岩手県福祉総合相談センタ

一においては、弁護士による法律相談や、困難な問題を抱える女性等の支援対象者やその同伴家族に対し、精神科嘱託医や児童心理司によるカウンセリングを実施します。

- DV被害者と同様に、交際相手からの暴力の被害者に対しても、地域の女性相談、青少年相談窓口等と連携を図りながら、被害相談を受け付け、適切な助言、情報提供を行っていきます。

(2) 地域における相談体制の強化

- 支援対象者の相談や保護に当たり、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署、児童相談所等が連携・協力して対応するために、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。
- 性的な被害に遭った者や予期せぬ妊娠をした者などを含む困難な問題を抱える女性の支援等に向けて、市町村等に対し相談窓口の一元化や、支援対象者に寄り添った支援の実施などの適切な対応を働きかけます。
- 支援対象者の相談や支援に携わる市町村等の職員に対する研修を行い、職員の資質向上を図ります。
- 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。(再掲)
- 東日本大震災の被災地や大規模災害等が発生した際には、避難所や応急仮設住宅、災害公営住宅などにおいて相談窓口等の周知が図られるよう、困難な問題を抱える女性への支援等に関する情報提供を行います。
- DV被害者は女性に限らないことから、性別を問わずDV被害者のニーズに応じた相談対応を行います。

(3) 外国人・障がい者・高齢者への配慮

- 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターにおいては、外国人の支援対象者への適切な対応を図るため、外国語通訳を確保します。
- 外国人の支援対象者に対し、相談窓口職員による関係機関への同行など、必要な支援が円滑に行われるよう配慮します。
- 外国人の支援対象者の帰国などにおいて国際協力を要する場合、国際移住機関（IOM）と連携を図ります。
- 視聴覚に障がいのある支援対象者に対応するため、障がいに応じた意思疎通支援を行います。
- 精神障がい者や精神保健に関する課題を抱える者の対応に当たっては、医療機関（特に精神科）、保健所、市町村保健センターや岩手県精

神保健福祉センターと緊密な連携を図ります。

- 高齢者への相談支援等を行う市町村及び地域包括支援センター職員に対し、会議及び研修会等の機会を通じて困難な問題を抱える女性への支援等への理解促進を図るとともに関係機関と連携して対応します。

(4) 若年女性の相談しやすい環境づくり

- 様々な事情から自身の性を売り物にせざるを得ない女性など、多様な困難を抱えた女性等が必要な支援につながるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備や支援に携わる関係者への男女共同参画の視点の理解促進など、相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進します。
- 困難な課題を抱えていても、行政機関に相談するのはハードルが高い等と感じる女性に対し、民間団体による、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流できるような場の提供に努めます。
- インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築く中で支援につなげていくものであり、支援を必要としながらも相談につながりにくい幅広い年齢層の対象者の早期把握に有効かつ重要です。このため、インターネットの活用を推進するとともに、女性を巡る本県の状況の推移を見ながら、アウトリーチの実施等について検討していきます。

(5) 性的な被害に遭った者への支援

- 性的な被害に遭った者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るため、産婦人科・精神科医療、相談等の総合的支援を関係機関が連携して行う「はまなすサポート」や市町村等により、切れ目のない支援の充実に図ります。
- 性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、時間をかけて、これらの暴力等の構造から離脱し、安心できる安定的な生活を確立し、心身の健康の回復を図っていくことが必要です。このため、女性相談支援センターが、各種の社会福祉サービスの調整等を担当する市町村の女性相談支援員等と連携を図りながら支援を進めます。

(6) 予期せぬ妊娠をした者への相談対応の充実

- 性的な被害に遭った者や予期せぬ妊娠をした者などを含む困難な問題を抱える女性の支援等に向けて、市町村等に対し相談窓口の一元化や、支援対象者に寄り添った支援の実施などの適切な対応を働きかけます。
(再掲)

- 妊娠・出産・中絶等のどの段階においても、相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急対応の必要性などに配慮する必要があることから、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行います。

(7) 母子世帯への相談対応の充実

- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。
- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携による地域に出向いた相談事業の実施、就労等により日中の相談が難しいひとり親家庭等に柔軟に対応できる相談支援体制の整備等を図るなど、相談機能の充実を図ります。

(8) 相談機関等における苦情への適切な対応

- 支援対象者の相談や保護などの職員の対応に関して苦情の申し出を受けた場合は、各相談機関等において、迅速かつ適切な処理を行います。

3 保護体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 岩手県福祉総合相談センターでは、支援対象者やその同伴する家族が、心身の健康の回復や自立に向けた援助が必要である場合、24時間体制で一時保護を行っています。
また、同センターでは精神科嘱託医相談の実施により、支援対象者の医学的ケア及びカウンセリングを行っています。
- ◇ 県では、緊急に保護を求めてきた支援対象者を直ちに一時保護所に保護できない場合には、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し、提供しています。
- ◇ 加害者からの追及が激しく、他県に避難するケースもあることから、県域を越えた連携を図っています。
- ◇ 今後も支援対象者の安全確保を最優先に、緊急保護や一時保護を行っていく必要があります。

◇ 加害者から支援対象者への追及に対する安全確保については、警察など関係機関との連携を密にし、情報共有を図りながら対応していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 緊急保護

- 支援対象者の安全確保を最優先に、24時間体制で保護を行います。
- 一時保護所から遠隔地に居住する支援対象者の保護に当たっては、広域振興局等の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署が協力・連携して対応するなど安全な移送体制の整備を図ります。
- 移送に当たっては、複数の職員や女性職員による対応など、支援対象者に配慮した移送体制の整備を図ります。
- ケガや疾病を抱えた支援対象者に、医療的なケアが適切に行われるよう受診体制の充実を図ります。
- 緊急に保護を求めてきた支援対象者を直ちに一時保護所に保護できない場合において、緊急避難的に利用するホテルなどの宿泊場所を確保し提供します。
- 支援対象者の希望に応じて、カウンセリングを含めた治療のため、医療機関（精神科）につなげるなど心理的なケアを図ります。

(2) 一時保護の充実

- 支援対象者の心理的なケアのため、希望に応じて心理面接等を実施します。
- 支援対象者の安全確保のため所轄警察署と連携を密にし、一時保護所の警備体制の充実を図ります。
- 一時保護の期間における指導や援助については、入所者の状況により、事案に応じた弾力的な対応を図ります。
- 加害者の追及から逃れるため、他県に避難するケースもあることから、県域を越えた連携を図ります。
- 民間シェルターについて、他都道府県の状況について情報収集を行います。
- 支援対象者及びその同伴家族の多様な状況に応じた適切な保護のため、一時保護所の施設・設備の充実を図ります。

(3) 支援対象者への居場所の提供

- 困難な課題を抱えていても、行政機関に相談するのはハードルが高い等と感じる女性に対し、民間団体による、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流できるような場の提供に努めます。

- 困難な問題を抱える女性が、居所が一定しない、あるいは、居住地に戻ることに困難を抱える場合もあります。こうした場合、未成年である若年女性に関しては、保護者の居住地を管轄する児童相談所が一時保護を行う（女性自立支援施設に対する一時保護委託の検討を含む。）こととなっていますが、成人女性に関しては、女性の現在地の女性相談支援センターが一時保護の判断を行います。

4 子どものケア体制の充実

【現状と課題】

- ◇ 支援対象者に子どもがいる場合は、児童相談所等と連携し、子どもに対する心のケアや学習面のサポートを行っています。
- ◇ 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に該当するとともに、子どもの成長過程に大きな影響を及ぼすことから、子どもの心のケアや適切な教育、保育環境の確保などを、さらに充実することが必要です。
- ◇ DVにより子どもが直接、虐待を受けているケースがあることから、児童相談所等との連携が必要です。
- ◇ 学校や保育所等、子どもに関わる様々な立場の関係者に、困難な問題を抱える女性の支援等についての理解を促進するとともに、子どもの安全確保や心のケアに配慮するよう協力を求めていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 子ども支援のための体制づくり

- 支援対象者が同伴する子どもについては、その子どもの状況を十分に把握し、児童心理司による心理面接や、必要に応じて医師による心理面接等、児童相談所等関係機関の連携のもと、子どもの心のケアを図ります。
- 支援対象者の子どもに、必要に応じてスクールカウンセラーによる心のケアを行うほか、スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境の調整に努めます。
- 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れた困難な問題を抱える女性の支援等を進めます。
- 学校の教員や保育所等の保育士を対象に、人権教育やDVに関する研修会を実施します。（再掲）
- 同伴児童が年長の男児等である場合、一時保護に当たって母子分離が行われるケースもあることから、親子で入所可能な施設等に一時保護を委託するなど母子分離を防ぐよう努めます。
- 子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの

居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。

(2) 子どもの学習支援及び安全確保

- 一時保護期間中における支援対象者の子どもの学習機会を確保するため、一時保護所に「一時保護所児童対応指導員（教員OB等）」の配置を行うとともに、児童相談所等との連携を図ります。
- 安全確保の観点から、学校に通学させることが困難である場合には、一時保護所において適切な学習機会を提供できるよう、市町村教育委員会や学校と教材の提供や指導方法の教示を受けるなどの連携を図ります。

5 相談・保護に携わる人材の育成

【現状と課題】

- ◇ 現在、市町村や民間団体、関係機関、県などの相談員は、様々な立場で支援対象者の相談・保護に携わっています。
- ◇ 支援対象者への対応に当たっては、特性や支援対象者の置かれた立場を十分に理解し、不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）を防止しながら、支援対象者のニーズに応じた支援を行う必要があるため、県では、相談員等を対象とした研修や、DV相談対応マニュアルの作成・配布により、相談員等の資質向上を図っています。
- ◇ 相談員等が支援対象者への支援業務に携わる中で「代理受傷」や「バーンアウト（燃え尽き）」状態など心身の健康を損なうことがあるため、ケース会議やスーパーバイザーなどによる専門研修を実施するなどの支援を充実させる必要があります。
- ◇ 県民を対象とするセミナー等の開催により、県民一人ひとりが、支援対象者を発見した場合に相談や支援につなげる情報を提供できる人材として育成する必要があります。

【具体的施策】

(1) 女性相談支援員等専門研修の充実

- 支援対象者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、女性相談支援員に対する基礎的な研修や専門研修を継続して実施し、資質の向上を図ります。（再掲）
- 女性相談支援員のほか、民間団体等で相談に携わる方や各広域振興局、市町村の担当職員等に対しても、専門研修への参加を働きかけ、困難な問題を抱える女性への支援等の対応力の向上を図ります。（再

掲)

- 「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第1.0版〕」など、困難な問題を抱える女性への支援等に関する国からの情報を、関係機関に積極的に共有するほか、DV相談対応における基礎的な知識と心構えをまとめた「DV相談対応マニュアル」を随時改訂するなど、相談対応の充実を図ります。（再掲）

(2) 相談員のメンタルヘルスケアの整備

- 相談員の代理受傷やバーンアウトなどの精神的な負担を軽減するため、関係機関のスーパーバイザー等による専門研修等により、相談員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

(3) 県民一人ひとりの役割

- 県民一人ひとりが、支援対象者を相談窓口へ導く支援者となるよう、理解促進や意識啓発を図るための研修会を開催します。

施策Ⅲ 自立支援の充実

支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

1 住宅の確保に向けた支援

【現状と課題】

- ◇ 支援対象者が自立するためには居住の安定を図ることが大切です。県では経済的事情などにより住宅の確保が困難なDV被害者を、県営住宅への優先入居の対象としています。
- ◇ また、居住先が見つからない支援対象者について、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）や母子生活支援施設における保護を実施しています。
- ◇ 今後においても住宅に困窮する支援対象者に対して、各種支援制度の周知を図る必要があります。
- ◇ また、市町村に対しても、公営住宅への優先入居などを働きかけていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 住宅確保への支援

- DV被害者を県営住宅への優先入居の対象として入居者定期募集を実施するとともに、緊急を要する場合には一時避難先としての利用を図ります。
- 住宅の確保のための資金を必要とする場合に、母子福祉資金等（転宅資金）の利用について情報提供を行います。
- 民間賃貸住宅への入居に際して、必要となる保証人が確保できない場合の支援制度に関する情報の提供を行います。
- 居住先が見つからない支援対象者について、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）や母子生活支援施設における保護を実施します。

(2) 市町村への働きかけ

- 市町村に対し、DV被害者を公営住宅への優先入居の対象とするほか、緊急を要する場合には一時避難先として利用できるよう働きかけます。

2 就業支援の充実

【現状と課題】

- ◇ 経済的な自立をめざす支援対象者のために、ジョブカフェ等において、キャリアカウンセリングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行っています。
- ◇ また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等と連携した就業先の確保、利用可能な福祉制度等の情報提供などの支援を行っています。
- ◇ 県のホームページに、働きたい女性を支援するために「いわて女性の活躍応援サイト」を設けています。
- ◇ 今後も支援対象者の就業支援のために、求人等の情報提供や就業相談など、多様な支援を行っていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 就職・職業訓練等に関する情報提供及び職業訓練の実施

- 広域振興局等の就業支援員等による就業相談等を行い、ジョブカフェにつなぐことで、キャリアカウンセリングや研修等の実施、求人や職業訓練等に関する情報提供を行い、就業を支援します。
- 「いわて女性の活躍応援サイト」による情報提供を行います。
- 就業に当たって必要な知識・技術等を得ようとする場合には、職業能力や技術取得の情報を提供します。
- 母子家庭の母等を対象とした就業支援のための職業訓練や女性の就業支援を行う技術講習等を行います。
- ハローワーク等の就職斡旋機関に対し、支援対象者への配慮を要請します。
- 支援対象者の求職活動に際し、面接等に必要な交通費や同伴乳児の託児費用などの支援を行います。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等

- 母子・父子自立支援員等による自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談による企業訪問、就業支援講習会等の実施、岩手労働局等の関係機関との連携により、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。
- ひとり親家庭の保護者に対し、教育訓練や資格取得を支援する給付金等の支援制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、ひとり親家庭の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。

3 伴走型の生活支援の充実

【現状と課題】

- ◇ 女性は、非正規雇用の割合が高いことなど、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等による生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- ◇ ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が社会的なつながりを回復し、自立に向かえるよう支援が必要です。
- ◇ 岩手県子どもの生活実態調査では、特に母子世帯において、厳しい生活実態が浮き彫りとなったほか、公的支援施策の周知が行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないことなどが明らかとなりました。ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- ◇ 加害者からの追及や、今後の生活への不安、心的外傷後ストレス障害等を抱え、心のケアが必要なDV被害者に対し、岩手県福祉総合相談センターでは、希望に応じて心理面接等を実施し、医療機関（精神科等）につなげるなどの支援を行っています。
- ◇ また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、一時保護から自立を目指す被害者に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、健康保険・年金等の社会保障制度について、事案に応じた情報提供や助言などの支援を行っています。
- ◇ DV被害者の安全確保のため、DV被害者の居所等が加害者に知られることのないよう、情報の保護にも取り組んでいます。
- ◇ 今後とも支援対象者の心のケアの充実を図るとともに、生活の支援を充実していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 被害者の医学的・心理学的ケアの充実

- 支援対象者のニーズにより、市町村や関係機関と連携を図りながら、健康相談や心理面接等、あるいは医学的治療につなげるなどの支援を行います。

(2) 日常生活の回復の支援

- 安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、支援につながるまでの間、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につ

なげていくことが重要であることから、女性自立支援施設の有効活用を図ることや民間団体との連携について検討して行きます。

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関・団体による「子ども若者自立支援ネットワーク会議」を開催し、連携しながら適切な支援を行います。

(3) 援護に関する制度の活用

- 生活困窮者自立支援制度や、生活保護制度に関する情報提供や手続の助言を行います。
- 自立に当たって必要となる当面の生活資金など、生活保護費などが給付されるまでの間のつなぎ資金として支援を行います。

(4) 社会保障制度に関する支援

- 国民健康保険や国民年金の変更等の手続が必要な被害者に対し、その手続に関する情報提供や助言を行うとともに、市町村窓口への連絡などの援助を行います。
- 公的扶助と保険料免除制度の関係について、情報提供を行います。
- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。(再掲)

(5) 住所情報等の適切な管理

- 市町村に対し、「住民基本台帳の閲覧の制限」や「住民票及び戸籍の附票の写しの交付制限」に関する適切な運用を行うよう助言します。
- 市町村に対し、国民健康保険や国民年金、保育所の入所や学校関係の手続窓口において、支援対象者や同伴家族の住所等の情報について適切な管理を行うよう助言します。

(6) 子どもへの支援

- 市町村に対し、支援対象者の子どもの区域を越えた就学・保育について、弾力的な受入れが行われるよう働きかけます。
- 保護命令が発令された場合は、安全対策のために加害者などの問合せに応じないなど適切な対応が行われるよう、関係機関と連携して学校に対して理解と協力を求めます。
- 子ども食堂などの「子どもの居場所」を全市町村へ拡大するため、子どもの居場所づくりに取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村

と連携した立上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します。(再掲)

(7) **アフターケアの充実**

- 女性自立支援施設に入所した者は、退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする可能性もあります。そのため、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、女性自立支援施設は市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行っていきます。
- 退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、アフターケアに関わる女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等は緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を十分意識します。

4 司法手続に関する支援

【現状と課題】

- ◇ 岩手県福祉総合相談センター（女性相談支援センター）や岩手県男女共同参画センターにおいては、弁護士による法律相談を定期的に行っています。
- ◇ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センターの民事法律扶助制度などの情報提供を行っています。
- ◇ 司法の場で更なる被害（二次的被害）を受けることがないように、関係機関へ相談員等が付添うなどの支援を行う必要があります。

【具体的施策】

(1) **裁判等申立てに関する支援**

- 司法の場などで更なる被害（二次的被害）を受けることがないように、関係機関へ相談員等が付添いを行うなどの支援を行います。
- 岩手県福祉総合相談センターや岩手県男女共同参画センターにおいて、定期的に弁護士による法律相談を行います。
- 自立に向け、離婚しようとする被害者に対し、離婚調停に要する費用の支援を行います。

(2) **法律扶助制度などの周知**

- 弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（通称：法テラス）の民事法律扶助制度*などの情報提供を行うほか、必要に応じて、

* 法律扶助制度：国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。

法テラスの実施するDV等被害者法律相談援助への取次等を行います。

施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

支援対象者の多様なニーズに応じて、地域の関係機関等の連携・協働による支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援ができるよう、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体等との協働に努めます。

1 関係機関との連携した取組

【現状と課題】

- ◇ DVの防止や被害者の保護、自立の支援に関する施策は、広範多岐にわたります。
県では、平成18年度に庁内関係室課で構成する岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議を設置し、様々な視点から意見・情報交換を行い、連携してDV防止をはじめ、被害者の相談・保護、自立支援等に取り組んできました。
- ◇ また、平成21年度にはDV防止対策をより一層推進するため、関係機関・団体等との情報交換やネットワークの構築を目的とした、岩手県DV防止対策連絡協議会を設置し、連携を図ってきました。
- ◇ 令和5年度には、連絡会議及び連絡協議会について、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた施策の展開を設置目的とし、それぞれ岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡会議、岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会として改組し、DV防止対策を含む困難な問題を抱える女性への支援等に取り組んでいます。
- ◇ 令和3年に県警察本部生活安全部に人身安全少年課を設置しDV被害に対する迅速な対応と万全の保護を図っています。
- ◇ 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターにおいても、DV防止対策などの推進や具体的な事例に基づく検討会などを行うため連絡会議を設置し、市町村や地域の関係機関との連携を図っています。
- ◇ 今後も困難な問題を抱える女性の支援等のために関係機関との連携をさらに強化していくことが必要です。
- ◇ 児童虐待が関連するケースが多いことから、児童相談所との連携強化が必要です。

【具体的施策】

(1) 連携体制の充実

- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡会議において、全庁的な意見・情報交換を行い、困難な問題を抱える女性への支援等を総合的かつ効果的に推進します。
- 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会において、問

題点や課題の提起、意見・情報交換等を行い、関係機関・団体等の緊密な連携を強化します。

(2) 地域における連携ネットワークの構築

- 広域振興局等の配偶者暴力相談支援センターを中心とした連絡会議において、地域における困難な問題を抱える女性への支援等の推進や具体的な事例の検討・情報交換を行います。
- 支援対象者及びその同伴する家族への適切な支援のため、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校などと連携を図ります。

(3) 児童虐待対応との連携

- DV問題は、児童虐待との関連が深いことから、関係機関におけるDV、児童虐待の特性並びに連携の在り方に対する相互理解により、実効性の向上に努めます。(再掲)
- 女性相談支援センターや女性相談支援員を配置する機関、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用し困難な問題を抱える女性の支援等を進めます。(再掲)

(4) 支援調整会議や三機関の連携

- 県や市町村は支援調整会議を設置することが努力義務となっています。このため、県では、支援調整会議を設置して関係機関と情報共有を図るほか、支援の方向性について協議を行います。また、市町村においても支援調整会議が設置されるよう情報提供を行います。
- 県及び市町村の女性相談支援員や女性相談支援センターでの相談の受付、女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続などについて、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行います。
- 女性自立支援施設を安心して利用できるよう、入所の前の相談や、見学、体験宿泊等について検討します。また、女性自立支援施設として中長期的な専門的支援が行えるよう検討します。

2 市町村に対する取組支援

【現状と課題】

- ◇ 平成19年のDV防止法の改正により、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたことから、県では、市町村への働きかけや情報提供などを行ってきたところです。

- ◇ また、市町村の相談体制の充実のために、担当者向けの研修会を行っています。
- ◇ 令和4年の困難女性支援法の制定により、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。
- ◇ 困難な問題を抱える女性の支援等には、身近な相談窓口である市町村の取組が重要であることから、今後においても市町村への支援を充実していく必要があります。

【具体的施策】

(1) 市町村に対する取組支援

- 各市町村に対し基本計画策定に向けた働きかけを行うとともに、策定を検討する市町村に対しては、策定に向けた情報提供や支援を行います。
- 各市町村に対し配偶者暴力相談支援センター機能の設置に向けた働きかけを行うとともに、設置を検討する市町村に対しては、職員の研修や、相談業務への支援を行います。
- 市町村における困難な問題を抱える女性への支援窓口等の一元化や庁内関係機関による連携した取組など、支援対象者に対し適切な支援が行われるよう働きかけます。
- 地域における相談体制を一層強化するため、市町村の相談窓口の職員により、支援対象者への適切な情報提供や安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行われるよう支援を行います。
- 各種会議、研修会等を開催し、困難な問題を抱える女性への支援等の推進に必要な情報提供等を行います。

3 民間団体との協力・連携

【現状と課題】

- ◇ 県では、支援対象者が一時保護所を退所し自立しようとする場合に、当面の生活資金を支援する民間団体に補助を行っています。
- ◇ 今後も引き続き、県内における被害者支援に関わる民間団体の情報収集及び連携の強化に努めていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 民間団体との協力・連携

- 困難な問題を抱える女性の支援等を行う民間団体等と協力・連携の強化を図ります。
- 一時保護所を退所し自立しようとする支援対象者への支援を行う民間団体に、支援を行います。

- 民間シェルターやステップハウス※の設置などについて、民間団体等と協力・連携して、他都道府県の情報収集を行います。
- 岩手県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人いわて被害者支援センターと連携して、被害者支援の充実を図ります。

※ ステップハウス：一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

第5章 施策の推進体制

- 関係機関・団体等との密接な連携を図りながら本計画を効果的に推進するため、「岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会」において、計画の進捗状況の確認、関係機関相互の情報交換等を行い、県の施策に反映していきます。
- 県は、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容の見直しを行います。
- 県民に対しては、本計画の推進について理解と協力をお願いしていきます。
- 住民に最も身近な行政を担っている市町村や民間団体等に対しては、本計画の推進について理解と協力、連携した取組を促していきます。

困難女性支援の流れ

